

ID: 361

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	下水道排水設備指定工事店証の交付及び再交付
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市下水道排水設備指定工事店規則 第5条第1項及び第3項
例 規 番 号	平成11年規則第5号
【根拠条文】 (指定工事店証) 第5条 市長は、指定工事店としての指定を行った工事業者に対し、下水道排水設備指定工事店証(様式第6号。以下「指定工事店証」という。)を交付するものとする。 2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。 3 指定工事店は、指定工事店証をき損又は紛失したときは、直ちに様式第7号による申請書を市長に提出して再交付を受けなければならない。 4 指定工事店は、第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく市長に指定工事店証を返納しなければならない。また、同条第2項の規定により指定の効力を一時停止されたときは、その期間中は指定工事店証を返納しなければならない。 【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (指定工事店の指定) 第3条 条例第6条で規定する排水設備工事を施工することができる者は、次の各号に掲げる要件に適合している工事業者とし、市長はこれを指定工事店として指定するものとする。 (1) 責任技術者が1名以上専属していること。 (2) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。 (3) 兵庫県内に営業所があること。 (4) 次の各号のいずれにも該当しないこと。 ア 工事業者(法人にあっては代表者)が破産手続き開始の決定を受けた者であって復権していない場合 イ 工事業者(法人にあっては代表者)が第18条の規定により責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合 ウ 指定工事店が、第10条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合 エ 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合 オ 工事業者が精神の機能の障害によりその業務に当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合 カ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者がいる場合 2 前項第4号ウの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。	
標準処理期間	30日

備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和2年10月1日